

法人名	大阪外環状鉄道株式会社	役職名（勤務形態）	代表取締役社長（常勤）
-----	-------------	-----------	-------------

前回審議会意見（H28.7）【必要性が条件付きで認められたポスト】

同社は、沿線住民の利便性向上、都心ターミナルの混雑緩和及び沿線地域のまちづくりへの貢献等に向け、既存の城東貨物線を活用して、おおさか東線を整備するために、大阪府・大阪市・JR 西日本が中心となって設立した法人であり、平成 20 年 3 月に南区間（放出～久宝寺）を開業し、現在、残る北区間（新大阪～放出）の平成 30 年度末の開業をめざして、建設事業を進めているところである。

設立の経緯などを踏まえると、少なくとも建設事業が完了する平成 30 年度末までの間は、大阪府・大阪市・JR 西日本の 3 大株主が責任をもって対応するとしたスキームが維持される必要性があり、主体性をもって建設事業を継続するためにも府の関与が必要である。

【評価項目 1：取り組むべき課題のポイント】

- 開業後の残事業（家屋補償・環境アセス対応）の着実な遂行（2 年で完了予定）
- 輸送の安全管理の徹底と借入金の着実な返済
- 残事業終了後の組織体制のあり方

【評価項目 2：法人課題と対象役員の職務との関連性のポイント】

- 会社のトップとして、トータル的な視点で本事業の推進を図るとともに、ほかの団体の要人（各自治体の市長・副市長や、関連会社の社長、副社長等）との協議・交渉を行う。
- 残事業の完遂にあたって、調査後の対策工事等の重要事項について、自治体幹部との直接折衝による意思決定が必要。
- 輸送の安全管理の徹底、借入金の着実な返済は、出資者として引き続き責任をもって関与し続けることが必要。
- 残事業終了後の組織体制について、大阪市・JR 西日本等、主要な株主とともに、高度な調整と経営判断が要求されるため、総責任者としての関与が必要。

法人名	大阪外環状鉄道株式会社	役職名（勤務形態）	常務取締役（常勤）
-----	-------------	-----------	-----------

前回審議会意見（H28.7）【必要性が条件付きで認められたポスト】

同社は、沿線住民の利便性向上、都心ターミナルの混雑緩和及び沿線地域のまちづくりへの貢献等に向け、既存の城東貨物線を活用して、おおさか東線を整備するために、大阪府・大阪市・JR 西日本が中心となって設立した法人であり、平成 20 年 3 月に南区間（放出～久宝寺）を開業し、現在、残る北区間（新大阪～放出）の平成 30 年度末の開業をめざして、建設事業を進めているところである。

設立の経緯などを踏まえると、少なくとも建設事業が完了する平成 30 年度末までの間は、大阪府・大阪市・JR 西日本の 3 大株主が責任をもって対応するとしたスキームが維持される必要性があり、主体性をもって建設事業を継続するためにも府の関与が必要である。

【評価項目 1：取り組むべき課題のポイント】

- 開業後の残事業（家屋補償・環境アセス対応）の着実な遂行（2 年で完了予定）
- 輸送の安全管理の徹底と借入金の着実な返済
- 残事業終了後の組織体制のあり方

【評価項目 2：法人課題と対象役員の職務との関連性のポイント】

- 代表取締役の業務を補佐しつつ、具体的な各種個別案件の解決を図るため、各市の幹部職員（部長等）等との間で協議・交渉を行う。
- 残事業の完遂にあたって、調査後の対策工事等の重要事項について、自治体幹部との直接折衝による意思決定が必要。
- 輸送の安全管理の徹底、借入金の着実な返済は、出資者として引き続き責任をもって関与し続けることが必要。
- 残事業終了後の組織体制について、大阪市・JR 西日本等、主要な株主とともに、高度な調整と経営判断が要求されるため、役員としての関与が必要。